

第3章 障害者計画の基本的な考え方

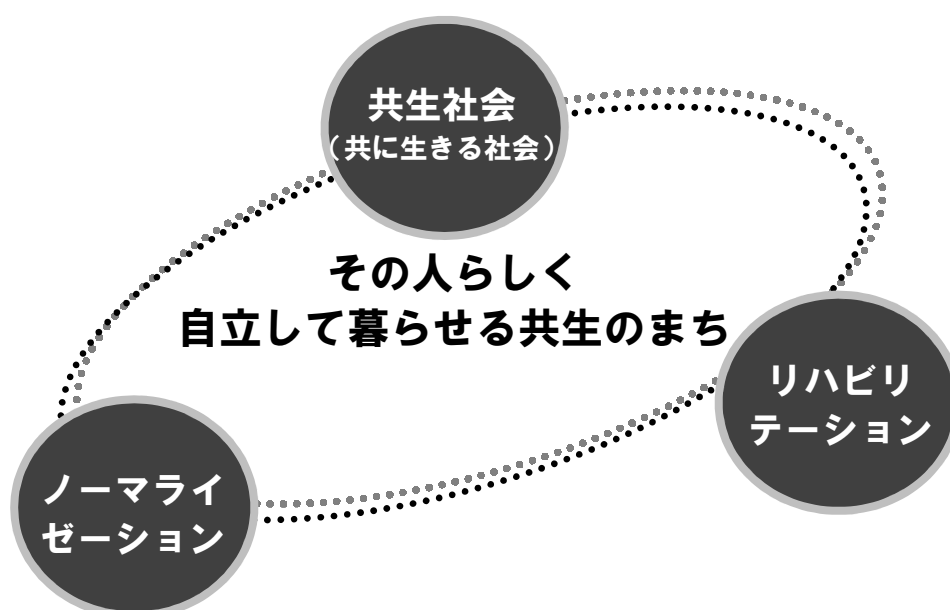
1 基本理念

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人、外国人など、さまざまな人が生活しています。こうした住みなれた身近な地域で、その人の権利が守られ、個人として尊重され、障害の有無などによってわけ隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会を実現することが求められています。

障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後めざします。また、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざします。

こうした「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」の3つの理念は前期計画において掲げたものですが、本計画においても実現をめざす理念として引き続き掲げるとともに、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を計画の基本理念として、施策を展開します。



2 基本原則

基本理念に基づいて、本市の障害福祉施策を推進するうえで、施策全体に通底する3つの基本原則を定めます。これは、2006（平成18）年に国連で採択され、我が国が2014（平成26）年に批准した障害者権利条約や、2011（平成23）年に改正された障害者基本法における基本的な理念・原則に基づくものです。本市の障害福祉施策は、そのすべてにおいて、この基本原則に基づいて企画・実施・評価される必要があるとともに、この基本原則が社会に広く認知されるよう努める必要があります。

（１）障害者の権利と自己決定の尊重

その人らしく自立して暮らせるまちづくりのためには、障害に基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障害者の自己決定が尊重され、選択の機会が確保される必要があります。就労・雇用・教育・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障害者の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みをすすめます。

（２）社会的障壁の除去・軽減

障害者基本法では、障害者を本人の心身機能の障害のみでとらえるのではなく、「社会的障壁」（障害者にとって日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことがら）という社会との関係性によってとらえています。社会的障壁をなくすために多大な負担を要しない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障害者が排除される社会を変えていかなければなりません。障害者の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

（３）地域社会における共生

障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また障害の有無に関わらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくることが、共に生きる地域社会の実現につながります。誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

自立

一般的に理解されているような「人に頼らずに自分で自分のことをできる」という意味ではなく、自分の生き方を自分で選択し、社会の一員として社会参加できることを意味する言葉として用いられています。

合理的配慮

障害者が他の人と平等であるために、すべての人権及び基本的自由を持ち、それを行使することを確保できるよう、必要かつ適当な変更や調整を行うことで、それをすることが過度の不公平や負担にはならないものをいいます。例えば試験において障害に応じて介助者をつけたり終了時間を延長したりすることや、障害のある人が働きやすいように机の配置や就労時間を調整したりすることは、合理的配慮の一例です。

3 基本目標と施策体系

(1) 基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現をめざします。そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。また、障害のある人が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

①障害福祉サービスの充実

②相談支援・情報提供の充実

③保健・医療・リハビリテーション体制の充実

④スポーツ・文化活動の推進

(2) 基本目標2：一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現をめざし、一人ひとりの障害に応じた支援を推進します。そのために、障害の早期発見・早期療育をすすめていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。また、一人ひとりのライフスタイルに合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、支援に努めます。

①療育・就学前教育の充実

②学校教育の充実

③雇用の促進

④就労支援の充実

(3) 基本目標3：いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現をめざします。そのために、多様な障害や障害のある人の暮らしを理解し、支え合い・助け合いをすすめるとともに、市民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障害のある人の社会参加をすすめ、交流する機会を増やします。

①人権の尊重と差別の禁止

②行政サービスにおける合理的配慮

③地域福祉活動・交流活動の推進

④安全・安心のまちづくり

4 施策の体系

